



平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ハイデイ日高
代表者の役職名 取締役社長 高橋 均
(コード番号 7611・東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営企画部長 島 需一
(TEL. 048-644-8030)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を本年 5 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、賠償責任の限度額の見直しを含め、第 26 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役~~の責任免除~~)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 経済情勢その他の諸般の事情を踏まえ、会計監査人の賠償責任の限度額を見直し、第 39 条(会計監査人の責任免除)の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第26条(省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第26条(現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(監査役 of 責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 25 日

以上